

豊岡市普通河川浚渫事業補助

<目的>

良好な河川環境を維持し、地区住民の安全で安心な生活を確保するため、地元自らが「自分たちのところを流れる川は自分たちで守ろう」という活動に対して市が支援を行います。

<補助対象>

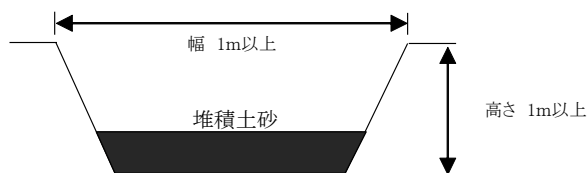
○区（自治会）が行う普通河川の浚渫（土砂撤去）に対して補助します。

- ・普通河川とは、河川法の適用・準用を受けない河川（1級河川、2級河川及び準用河川以外）の河川）

1級河川、2級河川及び準用河川とは（下記の河川以外の河川が対象です。）

[1級河川] 円山川、気比川、気比川北流、桃島川、飯谷川、大谿川、来日川、下鶴井川、奈佐川、大浜川、岩井川、宮井川、目坂川、金剛寺川、六方川、鎌谷川、下の宮川、馬路川、穴見川、戸牧川、大磯川、出石川、三木川、大谷川、袴狭川、小野川放水路、入佐川、菅川、谷山川、谷山川放水路、奥山川、嶋川、田多地川、畑川、奥矢根川、河本川、西谷川、太田川、唐川川、赤花川、横谷川、北谷川、坂野川、佐々木川、般若川、矢川、薬王寺川、八代川、八代川放水路、稲葉川、久斗川、知見川、阿瀬川、観音寺川、田ノ口川、若林川、大岡川、山田川、
[2級河川] 竹野川、芦谷川、小丸川、大谷川、木谷川、三椒川、須野谷川、桑野本川、須井川、[準用河川] 前川

- ・高さと幅がそれぞれ1.0m以上の河川であること



- ・河床の土砂堆積が著しい箇所があり、かつ、人家への影響のおそれのある河川
- ・道路側溝、土地改良区等により作られた農業用水路、都市下水路及び雨水幹線等は対象外とします。

○その他

- ・区、農会、土地改良区などの団体により作られた水路の浚渫については、農業政策課にお問い合わせ下さい。

（連絡先）豊岡市 コウノトリ共生部 農業政策課 農村整備係 TEL:0796-23-1127

<補助条件>

○処分地

- ・申請者で処分地を確保すること。
- ・違法な処分地でないこと。（農地転用許可の無い農地に土砂を処分することなど）
- ・河川区域内（河川の法面、堤防、砂防制限区域内等）に土砂を処分しないこと。

<補助額>

- ・補助金額＝浚渫した土砂等の数量（m³）×補助単価（5,000円/m³）
- ・1団体につき年1回を限度とする。上限を50万円とする。
- ・補助単価は機械掘削と人力掘削の区別はありません。

<申請方法>

申請書を受付期間中に提出する。

（申請書データは豊岡市役所ホームページをご確認ください）

補助金申請	毎年広報等で周知し、概ね1ヶ月の受付期間を設ける。
審査	申請受付期間終了後、現地確認を行う
交付決定通知	申請受付期間終了後、概ね4週間以内
浚渫事業実施	<u>年内</u> に完了すること
実績報告	事業完了後、1ヶ月以内
補助金額確定通知	実績報告受理後、概ね2週間以内
補助金請求	補助金額確定後
補助金交付	請求日から30日以内

豊岡市 都市整備部 建設課 維持修繕係
TEL 0796-21-9007